

障がい者福祉制度の充実に関する意見書

本年4月から「障害者自立支援法」が施行され、障がい者福祉施策は、これまでの障がい種別ごとに異なる支援費制度から大きく転換し、身体障がい者と知的障がい者に加えて、新たに精神障がい者を含めた共通の制度の下で、一元的に福祉サービスや公費負担医療等を行うこととされた。

本制度の中では、国と都道府県の負担が義務化されたほか、障がい者がサービスを利用するに当たっては、全国共通の障害程度区分の認定基準が設けられ、利用料についても、これまでの所得に応じた応能負担から、サービスの量と所得に応じた原則1割の定率負担制度が導入された。

我が国の障がい者福祉は、「施設から地域へ」を目指して推進されているが、同法施行後、半年を経過し、利用者の一部に制度転換による混乱や独自の利用料軽減措置を採用する市町村も散見されており、顕在化するこれらの課題に対応した、より適切な施策の展開が求められている。

よって、国会及び政府においては、速やかに制度実施後の状況把握と検証を行い、障がい者とその家族の負担に配慮するとともに、地域特有の実情に即した障がい者福祉の実現のために、財政的措置を含めた必要な施策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）10月26日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣

（提出者）全議員